

【競輪】新型コロナウイルス感染症対策要綱

Ver. IV 2021年6月23日版

2020年6月5日

(2020年10月29日改訂)

(2021年2月12日改訂)

(2021年6月23日改訂)

目 次

1. 目 的	1
2. 施行者等の役割	1
3. PCR 検査体制の構築	2
4. PCR 検査結果の迅速な把握と共有	2
5. 選手/従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について	2
6. 車券発売について	5
7. 有観客開催について	5
8. 開催の可否について	5
9. 開催中止決定時の対応について	5
10. 感染の予防	5
11. 選手管理について	6
12. 従事者等について	11
13. 選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）	12
14. 取引先等の対応について	13
15. 新型コロナウイルス感染症対策本部連絡網	14

1. 目的

本要綱は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年2月2日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき策定した「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日）〔令和3年2月12日改訂〕」（以下「ガイドライン」という。）に沿って、競輪関係団体で組織する新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）において感染拡大防止を図るため、競輪場、場外発売場等において感染拡大防止策を実施することにより安心して安全な開催を確保するとともに、感染者等が確認された場合の対応を定め、正確な情報収集及び情報発信を行うことを目的とする。

2. 施行者等の役割

【競輪施行者・全国競輪施行者協議会】

- ・競輪施行者及び全国競輪施行者協議会は、自転車競技法第49条等に基づき、競輪の安全を確保するため、ガイドライン及び本要綱を遵守し、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。

【競輪振興法人】

- ・競輪振興法人は、自転車競技法第24条第8号等に基づき、競輪の円滑な実施のための調査、企画及び立案を行い、施行者等とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。
- ・具体的には、ガイドライン及び本要綱をまとめた冊子等を作成し、選手が各本場でガイドライン等を遵守できるよう啓発普及等を行うとともに、本場における入場制限のエリア、マスク着用の徹底及び換気の徹底等が分かる表示の作成に係る企画立案を行う。

【競技実施法人】

- ・競技実施法人は、自転車競技法第40条に基づき、競輪の競技に関する事務を円滑に行えるよう、競輪施行者とともに新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。
- ・競輪開催に係る選手及び自転車の管理に関する事務等については、ガイドライン及び本要綱に基づき、本場のリスク分析を競輪施行者及び専門家とともにを行い、ガイドライン及び本要綱に抵触する可能性のある措置については、競輪の開催前に是正措置を講じる等、ガイドライン及び本要綱の遵守徹底を図る。
- ・競技実施法人は上記の取組を行い、競輪の開催前にガイドライン及び要綱の遵守状況をコロナ対策本部に報告するものとする。

【管理・運営者】

- ・管理・運営者は、ガイドライン及び本要綱を遵守するとともに、積極的に、新型コロナウイルス感染防止に必要な措置を講じるものとする。

3. PCR 検査体制の構築

- ・競輪選手の生命と安全を確保し、安心、安全な開催を行うため、症状の有無を問わず、高感度検査として位置づけられている PCR検査を全選手を対象に原則として競輪参加毎に実施する。
- ・前検日までに陰性証明を確実に取得するため、開催初日の6～5日前に検体採取の上指定の検査機関へ送付する。
 - ※競輪参加毎の採取日、送付日については、J K Aあっせん課よりメールにて通知する。
- ・検査結果が「陽性」であった場合は、直ちに選手会に連絡する。
- ・PCR検査の結果が「陰性」であることを確認し参加すること。
 - なお、競輪参加の際は必ず陰性証明を提示し、選手管理委員の確認を受けること。
 - ※陰性証明の提示がない者については検査不合格とする。
- ・上記 PCR検査については、専門家の指導に基づき、ガイドラインに定める従事者のうち選手管理エリアにおいて従事する者にも適用する。

・ PCR 検査結果の迅速な把握と共有

- ・競輪振興法人は、選手会と協力し、選手及び開催執務者の PCR 検査の陽性・陰性の結果を迅速に集約するとともに、経済産業省製造産業局車両室、公益社団法人全国競輪施行者協議会に共有する。
- ・情報共有する場合には、個人情報保護の観点から、最大限の注意を払うこととする。
- ・また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、選手及び従事員の PCR 検査における陽性検体提出について積極的に協力する。

5. 選手・従事者等に感染者等が確認された場合の具体的な対応について

選手・従事者等が新型コロナウイルスに感染し、若しくは濃厚接触者として保健所又は医療機関（以下、保健所等）から確認された場合には、ガイドライン 5. b. iv 及び 5. b. v に記載された対応を遵守した上で必ず所属団体を通じ対策本部に報告させるものとし、対策本部はその情報を競輪関係団体に共有する。

また、保健所等の指示に従い、保健所等への調査の協力、消毒の徹底等の措置を講じることとする。

選手に感染が確認された場合の公表の有無については、個人情報保護に十分配慮し、公衆衛生上の要請を踏まえて検討を行い、公表する場合は、ホームページ（keirin.jp）等で行う。

従事者に感染が確認された場合の公表については、原則、従事者を雇用する者の判断により雇用する者が公表することとする。

なお、選手及び従事者の感染情報については、国における感染拡大防止の観点から、経済産業省製造産業局車両室に早急に報告するものとする。

a. 感染者、濃厚接触者等として確認された場合の対応について

i. 選手、従事者等が感染者として確認された場合

【定義】PCR検査等の結果を踏まえて、保健所等から感染者として確認された者（以下、感染者）。

【対応】

- (i) 感染者は、感染者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、感染後指示期間内の開催参加、執務等は取り止めることとする。
- (ii) 感染者は、感染者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、感染前指示期間）における行動状況の調査が保健所等からあった場合には、誠実に回答するものとする。
- (iii) 感染者に対して、保健所等による感染前指示期間における行動状況の調査がなかった場合又は感染前指示期間が7日間より少ない場合には、感染者の所属団体は発症日を0日として前7日間の行動状況の聞き取り調査を行う。（業界独自対応）

ii. 選手、従事者等が濃厚接触者として確認された場合

【定義】保健所等から濃厚接触者として確認された者（以下、濃厚接触者）。ただし、保健所等から濃厚接触者に確認されなかったが、濃厚接触者に準じた内容を指示された者については、保健所等からの指示があるまでの間は、濃厚接触者と同様の取扱いとする。

【対応】

- (i) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以降の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触後指示期間）は、指示された内容に基づく対応を取り、自宅待機を行う。
- (ii) 濃厚接触者は、保健所等から濃厚接触者として確認された日以前の期間において保健所等から指示された期間（以下、接触前指示期間）における行動状況の調査があった場合には、誠実に回答するものとする。
- (iii) 濃厚接触者に対して、保健所等から接触後指示期間が示されなかった場合又は接触後指示期間が14日間より少ない場合には感染者との最終接触日を0日として以後14日間を健康観察期間として、自宅待機を行う。

iii. 選手、従事者等が感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される場合（業界独自対応）

【定義】

- (i) 濃厚接触者ではない者が、感染者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領※などを参考に判

断する。

- (ii) 濃厚接触者ではない者が、開催参加中に濃厚接触者と濃厚に接触したことが判明した者。なお、接触の程度については、(i)と同様。
- (iii) 濃厚接触者ではない者が、感染者や濃厚接触者となりうるケースが想定される者。

【対応】

- (i) 感染者が発症した日、若しくは濃厚接触者と接触した日を0日として以後14日間は健康観察期間とする（自宅待機は行わない）。
- (ii) 健康観察期間も開催参加や執務等は行うことができるが、体調不調となった場合は、所属団体を通じて新型コロナウイルス感染症対策本部に報告し、その後の対応の指示を受けること。

iv.過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

【定義】

- (i) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航した場合
- (ii) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等在住者との濃厚接触がある場合

【対応】

- (i) 帰国日翌日を起算日として、以後14日間は健康観察期間として、自宅待機を行う。
- (ii) 当該事実が確認された日を起算日として、以後14日間は健康観察期間として、自宅待機を行う。

b. 新型コロナウイルスの感染が完治した選手及び従事者（以下、完治者）の開催参加、職場復帰及びPCR検査実施の時期について

- ・完治者が開催へ参加する場合又は業務へ従事する場合の時期及び方法については、原則、保健所等の指示に従うものとする。
- ・ただし、保健所等の指示する開催への参加等までの期間が、発症日（無症状者であった者の場合は保健所等が指定する日（以下、発症日等という。））から14日間より短い場合、5. a. ii. (iii)の規定に鑑み、発症日等を0日として以後14日間は競輪に参加しない。
- ・完治者に対する3. に定めるPCR検査の実施については、発症日を0日として45日間は実施しない。（ただし、変異株に関しては保健所等から指示された対応を取ることとする。）
- ・その他保健所等から指示された内容に基づく対応を取ることとする。

※新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/COVID19-02-210108.pdf>)

6. 車券発売について

ガイドライン 5. c を遵守する。

7. 有観客開催について

ガイドライン 5. d を遵守する。

8. 開催の可否について

当該競輪場のある自治体の新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項を踏まえたうえで、開催執務委員長が判断する。

a. 当該競輪場のある都道府県知事、市町村長から、開催自粛の要請があった場合、対策本部と連携し中止打ち切りとする。

b. 参加選手に感染者が確認された場合

当該事実判明後、保健所等及び対策本部と連携し原則中止打ち切りとする。ただし、保健所等の指示を踏まえ開催に影響を及ぼさないと判断される場合はこの限りとしない。

c. 従事者等に感染者が確認された場合

『選手と接触が多いと考えられる関係者（選手管理、検車、記者、業者等）』『選手と接触が比較的少ないと考えられる関係者（審判、番組編成、従事員（場内お客様担当を含む）、警備員等）』『来場者』のそれぞれについて、保健所等と連携し関係者間で協議の上、開催の可否を決定する。

9. 開催中止決定時の対応について

a. 対策本部への報告

開催執務委員長は、開催中止が決定された時点で、速やかに 15. 連絡網に基づき対策本部に報告し、「中止・打ち切り理由書」を提出する。対策本部は「中止・打ち切り理由書」に基づき、経済産業省製造産業局車両室に報告する。

b. 選手への対応

開催中止が決定された時点で、速やかに告知する。また、感染の可能性が否定できないため、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起を再度周知し、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を感じた時には、速やかに医師や保健所への相談を指示する。

c. 来場者、関係機関、マスコミ等への通知

通常で開催中止時と同様の対応をとる。

10. 感染の予防

a. 感染リスクを減らすための行動について

ガイドライン 5. a. iii) に記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

- ・選手同士の会食や飲み会は行わないこと。また、選手同士以外であっても5人以上の会食や飲み会は行わないこと。（同居家族を除く）
- ・感染リスクが高いと思われる場所への移動（例えば夜の街への外出等感染リスクのある行動）は回避すること。
- ・緊急事態宣言区域では、日中も含めた不要不急の外出・移動は自粛すること。また、まん延防止等重点措置区域においては、都道府県が定める区域、業態等にみだりに出入りしないこと。
- ・PCR検査の検体送付からレース参加までの間、不要不急の外出、飲食店の利用等は自粛すること。

11. 選手管理について

ガイドライン5. a 及び b. i に記載された対応を遵守した上で、以下により対応する。

(1) マスク着用の徹底について

- ・競輪参加中はマスク着用を徹底する。ただし、以下の場合に限り、マスクを着用しないことができるものとする。なお、マスクを着用しない場合にあっては、会話を禁止する。

●食事時

- ・着席し食事を始めるときから食事を終えた時まで。

●入浴時

- ・脱衣所にて着衣を脱ぐ時から入浴を終え、着衣を付ける時まで。

●指定練習時

- ・バンク内における指定練習時においては、バンク入場時からバンク退場時まで。

●選手紹介時

- ・入場準備時より選手紹介を終えて、所定の車立てに自転車を格納するまで。

●競走時

- ・入場準備時より競走終了後息が整うまで。
ただし、マスクを着用しない状態でプレスコントロールエリア（※3）から出ることを禁止する。

●就寝時

- ・就寝ブースに入りカーテンを閉めている間。

(2) 競走の参加前

- ・競走に参加する場合は原則単独移動とし、マスク着用及び手指消毒を徹底すること。

(3) 競走参加前の個人練習時

- ・ガイドライン5. a. 及び5. b. i. 1) を遵守する。
- ・極力、個人練習とする。
- ・自転車走行時以外のマスク着用を徹底する（マスクを外しての会話は禁止とする）。
また、競輪場を使用して練習する場合で高強度な練習を行った場合は、練習終了後息が整うまで一

定の時間（最低 10 分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と 2 m 以上の距離を確保する。

（４）参加当日起床時

- ・選手は参加当日の起床時に検温を実施し、37.5℃を目安に参加を控えるとともに、その旨選手会を通じ対策本部に報告する。また、自身の体調のみならず、同居する家族に体調不良者がいる場合は同様に参加を控えることとする。自宅で療養することとなった選手は毎日、健康状態を確認した上で、選手会を通じ対策本部に報告する。対策本部は、選手の症状がなくなり、選手の競走への参加の判断を行う際には、学会の指針などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

（５）競輪場到着時

- ・検温及び手帳に記入した過去 2 週間の体温、行動記録等の確認を行い、37.5℃以上の発熱が続く、かぜ等の症状、過去 2 週間の体調に問題がある（同居する家族の体調に問題がある場合も含む）選手は、管理棟内に入れること無く隔離（場内救護室等）し、派遣医師の問診を行う。また、全選手に派遣医師による問診を行い、参加の可否を判断し、参加不可となった場合には、派遣医師が指示する方法で帰郷する。

（６）到着後（選手管理エリア入場後）

- ・「（１）マスク着用の徹底について」を遵守する。

（７）参加状況申告時

- ・できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）間隔を確保する。

（８）参加受付時（帰郷時も同様）

- ・床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。
（概ね 10 人分（できる限り 2 m を目安（最低 1 m 以上））

（９）選手控室の利用

- ・選手控室に選手が滞留しないよう宿舍居室を積極的に活用する。
- ・選手控室は、原則として、競走準備以外には使用しない。
- ・競走終了後の選手は極力立ち入らないよう別の待機場所の提供を検討する。
（会議室、休止中場内施設等）
- ・選手控室を利用する場合には、できる限り 2 m を目安に（最低 1 m）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に選手控室に入らないよう、入場制限（※1）、利用時間をずらすことや選手出身地域別の区割りではなくレース出走順への使用運用変更などの工夫を行う。特に、スペースの確保や、

常時換気（※2）を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。

（10）検車確定検査時

- ・床へのマーキング（立ち位置表記）を実施する。
（概ね 10 人分（できる限り 2m を目安（最低 1 m 以上））
- ・可能な限り検査時間の拡大を図る。

（11）身体検査時

- ・医務室への入室は原則 3 名までとする。可能な限り検査時間を拡大する。
- ・落車発生時の同県選手の入室は原則 1 名とする。
- ・できる限り 2m を目安（最低 1 m 以上）に距離を確保するよう努める。

（12）指定練習時

- ・指定練習についてはできるだけ少人数単位で行うよう区分する。
- ・練習終了後息が整うまで一定の時間（最低 10 分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と 2 m 以上の距離を確保する。

（13）自由練習時（ローラー練習）

- ・練習台設置場所を 1 台おきとする等、できる限り 2m を目安に（最低 1m）間隔を空けることとする。（投票所施設の有効利用も考慮）
- ・練習台の間に飛沫防止のためにアクリル板・透明ビニールシートなどのパーティションを設置するとともに、使用後は各自で手すり等の消毒を徹底する。また十分な換気（※2）を行う。
- ・頭の位置が互い違いになるように練習台を配置するなどの工夫を行う。
- ・ローラー練習終了後息が整うまで一定の時間（最低 10 分）は直前控室、選手控室等仕切られたスペースに立ち入ることを禁止し、他の選手と 2 m 以上の距離を確保する。

（14）開催式

- ・原則として放送により実施する。選手は宿舍居室にて待機する。

（15）輸送バス

- ・運転席との間にビニールシート等で仕切りを設置する。
- ・可能な限り増便するとともに、できる限り 2m を目安に（最低 1m）乗車区分を明確にし、座席間隔を十分に確保の上、バス内必要箇所のアルコール消毒の実施や常時換気（※2）を行う等、3つの密を防ぐことを徹底する。

（16）入浴について

- ・サウナの使用は禁止する。また、人の距離の確保（できる限り2 m（最低 1 m））のための入場制限（※ 1）、個人用タオル、ブラシ等の持参を行うとともに、会話は禁止とする。
- ・常時、何人が入浴中であるか分かるような入場制限の体制を構築する。
- ・更衣室、ドライヤー等の備品の消毒、換気強化等を行う。

（17）食事について

- ・食事中は黙食を徹底し、会話は禁止とする。
- ・食堂の出入口・共用物付近には消毒液を設置し、使用前には必ず手指の消毒を行う。
- ・選手毎（地区毎等）に夕食時間を指定する。（15 分以内）
- ・椅子へのマーキング（×印）によりできる限り2 m（最低 1m）の距離を確保し、対面で座らないなどの工夫を行い、席間にアクリル板や透明ビニールカーテン等のパーティションを設置する。
- ・可能な限りセットメニューとする。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、選手ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しない、ビニール手袋等を使用する等の感染防止策を徹底する。
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ・当分の間飲酒は禁止とする。

（18）選手宿舎（居室）

- ・可能な限り個室とする。
- ・選手の居室の指定にあたっては、当該選手が直前に出場した場における感染状況、当該選手の居住地における感染状況及び緊急事態宣言等の発令状況等を十分に考慮するものとする。
- ・個室とすることが難しい場合には、専門家の指導に従い、可能な限り同部屋選手数を減らし、かつ、同部屋の選手ができる限り2 m を目安に（最低 1 m）距離を保てるよう、部屋内にパーティション等を設置し、個室に相当する部屋の空間の確保と選手配置について最大限の見直しを行う。また、居室であっても（就寝ブースに入りカーテンをしている時は除く）共用スペースにおける複数での飲食等を行わないことを徹底し、飛沫対策を講じる。※可能であれば分宿対応も検討する。
- ・選手の就寝時を除き、選手が部屋にいる場合において、窓が開く場合には1 時間に2 回以上、窓を開け換気する、宿舎全体や部屋の換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

（19）選手宿舎

- ・選手が多数集まる場所（喫茶コーナー、談話スペース等）の利用を制限する。制限を解除する場合は、ガイドライン5. b. 2）（iv）を遵守する。

（20）マッサージ

- ・当分の間取り止めとする。

(21) 就寝時

- ・ 就寝前における検温の実施を徹底する。

(22) 起床時

- ・ 起床時における検温の実施を徹底する。

(23) 発熱者等発生時

- ・ 37.5℃以上及びかぜ等症状がある者はすぐに管理エリアから隔離し派遣医師の指示に従う。

(24) レース前

- ・ 控室の換気徹底(ドア開放等) (※2)
- ・ 選手間の距離の確保 (できる限り2 m (最低 1 m))

(25) レース後

- ・ レース終了後直前控室への再入室を禁止するとともに、可能な限りマスクを着用し、息が整うまで一定の時間 (ゴール後最低 10 分間) は、会話は禁止し他の選手と 3 m 以上 (パーティションの設置がある場合はできる限り 2 m (最低 1 m) の距離を確保した上、プレスコントロールエリア (※ 3) に留まること。
- ・ レース終了選手の自転車の受取りは、飛沫感染防止の観点から行わない。

(26) トイレ

- ・ ガイドライン 5. b. 2) (v) を遵守する。

(27) 直前控室

- ・ 選手点呼時はオープンスペースを使用する等、直前控室にできるだけ滞在しない運用とする。
- ・ 椅子の間に飛沫防止のためにアクリル板・透明ビニールシートなどのパーティションを設置するとともに、使用後は消毒を徹底する。また十分な換気 (※ 2) を行う。
- ・ 選手点呼の際は、発声による点呼は行わず、指差し確認とする。
- ・ 指定練習時及びレース終了後の選手の入室を禁止する。

(28) 喫煙所

屋内喫煙所は使用しない。ただし、屋外喫煙所を設ける場合は、他の選手とできる限り 2 m (最低 1 m) の距離を確保の上、会話は禁止とし、定員を設けることや対面とならないなどの工夫を行うこと。

(29) 随時

- ・ 時間毎（例：レース毎）に管理施設全般のアルコール消毒を実施する。消毒できないものは、触れた後の手洗いや手指消毒を徹底する。
 - ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
 - ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
 - ・ 素手でのハイタッチや握手等を控える。
 - ・ 日常の警戒の呼びかけとして、選手の感染を確認する都度、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意し、全選手に対して一斉メールするとともに、全施行者にも周知する。
- ※上記の他、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、「密閉」「密集」「密接」の3密を避けるよう積極的対策を実施すること。

(※1) 選手控室の面積に対し、選手一人の専有面積を4㎡等のできる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保できる面積で割った数を上限人数とする。

(※2) 寒冷な場面における換気を適切に行う上では、特に密が発生しやすい場所において、CO2モニター等で換気を確認すること、温度を維持しながら適度な常時換気を行うこと及び加湿器等で適度な湿度を維持する工夫をすることが推奨される。

(※3) ブレスコントロールエリアとは、オープンスペースを基本とした競輪場ごとで指定された場所をいう。

12. 従事者等について

ガイドライン5. a 及び b. ii に記載された対応を遵守する。

13. 選手取材にあたっての留意事項について（報道関係者あて）

【抜粋】

- ・取材者の人数については最小限とするよう各社調整願います。取材をされない営業担当者等の来場はご遠慮下さい。
 - ・取材前に検温するなどして体調管理に努め、体調不良(発熱 [37.5℃以上] ・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の方は来場をご遠慮ください。また、過去 9 日間に発熱 (37.5℃以上) のある方についても来場はご遠慮ください。
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は来場をご遠慮下さい。
 - ・各競輪場の報道受付(GⅢ以上)又は守衛所等 (FⅠ・FⅡ) に体温計を用意いたします。前検日から最終日まで、入場時に担当者が立会って検温を実施いたしますのでご協力お願いいたします。
※早朝時の開門前などは自主検温にてお願いいたします。
 - ・検温により 37.5℃未満であることが確認されましたら検温証明書を発行いたしますので、終日着用をお願いいたします。※毎日発行
 - ・あわせて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、健康状況確認表の記入にご協力お願いいたします。
 - ・37.5℃以上の発熱がある方は、競輪場から退出していただきますのでご了承下さい。
 - ・手洗い・うがい・咳エチケットの励行、消毒液による手指消毒をこまめに実施してください。
 - ・選手取材にあたってはマスク着用を義務化いたします。※マスクは各自でご用意ください。
なお、マスクを着用していない方の選手管理エリアへの立入りは厳重にお断りいたします。
 - ・取材時は、選手と一定の距離 (2 m程度) あけてください。取材可能エリアにおいて、選手の立ち位置及び取材者の立ち位置を明示いたしますので、指定された場所での取材をお願いいたします。
 - ・選手と接する時間が長時間に亘らないよう行ってください。また、取材目的以外の選手とのコミュニケーションは控えていただくようお願いいたします。
 - ・囲み取材は 2 名以内 (G P・GⅠ・GⅡ・GⅢ開催等については 3 名以内) で実施するようお願いいたします。取材者間で密着・密集しないようご注意ください。
 - ・検車場など選手管理エリアへの入場人数を制限する場合もございますのでご協力お願いいたします。
 - ・共同インタビューについては、屋外若しくはそれに準じた場所で行います。
 - ・記者席内の換気をこまめに行ってください。※ 1 時間に 2 回。
 - ・選手もマスク着用してインタビューを受けますのでご了承下さい。
 - ・選手胴上げについては、感染リスク防止の観点から行いません。
 - ・開催中の取材全般につきましては、J K A 競技実施担当者の指示に従ってください。
- ※なお、本留意事項は新型コロナウイルス感染症の感染状況により、随時見直しを行ってまいります。

14. 取引先等の対応について

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年2月2日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「競輪・オートレースにおける新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日〔令和3年2月12日改訂〕）」を策定した。

管理エリアに出入りする取引先等については、立入りの必要性を検討することとし、立入りを認める場合は、当該ガイドラインに基づき、下記により感染防止の協力を要請することとする。

記

- ・ 立入りの人数については、最小限の人数で依頼する。
- ・ 体調管理に努め、体調不良(熱が 37.5 度以上・せき・鼻水・倦怠感・下痢・吐き気等)の場合は、立ち入りを認めない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合は、立ち入りを認めない。
- ・ 立入り時には、担当者が立会って検温を実施する。
- ・ 立入り時には、マスクを必ず着用する。
- ・ 日頃からの石鹸による手洗い・手指のアルコールによる消毒・うがい・咳エチケットを励行する。
- ・ 人との間隔は、できる限り 2 mを目安に（最低 1 m）空けるよう努める。

15. 新型コロナウイルス感染症対策本部連絡網
別紙